

松島町保育料徴収基準表

		3歳未満児		3歳児		4歳以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	7,000	7,000	4,700	4,700	4,700	4,700
C	市町村民税 所得割額 48,600円未満	15,100	14,800	12,800	12,500	12,800	12,500
D1	市町村民税 所得割額 69,000円未満	21,000	20,600	19,000	18,600	18,000	17,600
D2	市町村民税 所得割額 83,000円未満	23,300	22,900	21,000	20,600	20,000	19,600
D3	市町村民税 所得割額 97,000円未満	26,000	25,500	24,000	23,500	23,000	22,600
D4	市町村民税 所得割額 114,000円未満	32,000	31,400	28,000	27,500	26,000	25,500
D5	市町村民税 所得割額 141,000円未満	35,000	34,400	32,000	31,400	28,000	27,500
D6	市町村民税 所得割額 169,000円未満	42,000	41,200	35,000	34,400	30,000	29,400
D7	市町村民税 所得割額 221,000円未満	47,500	46,600	36,000	35,300	31,000	30,400
D8	市町村民税 所得割額 301,000円未満	55,000	54,000	37,000	36,300	33,000	32,400
D9	市町村民税 所得割額 301,000円以上	58,000	57,000	38,000	37,300	34,000	33,400

- 注) 1 年齢は4月1日時点の年齢により決定します。
 2 階層区分は、4月から8月は、前年度分の市町村民税、9月から翌3月は本年度分の市町村民税により決定しお知らせします。
 3 児童の父母の課税額の合算により算定するほか、同居の祖父母等父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
 4 同一世帯から2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定子ども園等を利用する場合は、2番目の児童が半額、3番目の児童は無料となります。
 5 一人親世帯並びに身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者保健福祉手帳を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯等については、B階層以下になった場合に軽減措置が講じられる場合があります。